

第14回定期総会議事録

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和2年度4月第14回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時36分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日はコロナウイルス拡大防止の観点から、農地利用最適化推進委員の出席を自粛していただいております。農業委員の欠席者はありません。出席農業委員は14名中14名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員はありません。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号1番「横田智恵美」委員、2番「根岸富夫」委員をお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、を上程いたします。今月は2件の申請がありました。それでは、申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る」とのことです。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

今回の申請は権利区分が「地上権設定」でありますので、地上権設定契約書のコピーを添付していただいております。またそれに伴い、地上権設定の仮登記がされていることを申し添えます。これは、農地転用の許可を受けてから正式に地上権が設定されるものです。

本申請について、工事資金は自己資金で賄われており、預金の残高証明書が添付されております。また、隣接耕作者の同意書につきましては、添付されておきませんが、ご連絡を取ろうとしている経緯を書面にさせていただいております。隣接耕作者の同意書は法定添付書類ではなく、埼玉県が添付をお願いしている書類になりますので、こちらの書類不備を理由に受付拒否、また不許可ができるものではありません。以上の理由から、今回の申請を受け付けました。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長

それでは、調査担当区の竹沢地区委員より現地調査報告をお願いします。

3番原川委員

3番原川が報告いたします。調査日は4月26日8時から、農業委員2名、推進委員2名、計4名で現地調査を行いました。現地は現在耕作はされておきませんが、草刈り管理をされており柿の木が2、3本ありました。心配ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

第14回定期総会議事録

- 10番安藤委員 はい。
- 議長 はい。安藤委員。
- 10番安藤委員 はい。10番安藤です。隣接農地の所有者の同意書が添付されていないということですが、その経緯を教えてください。
- 議長 事務局、お願いします。
- 事務局 はい。隣接農地所有者の同意書不備についてということで書面にさせていただいておりますので読み上げます。
(読み上げ)
隣接農地は複数筆ありますが、この土地以外は譲渡人の土地でありますので、同意の上と認識しております。
- 議長 安藤委員、よろしいでしょうか。
- 10番安藤委員 はい。ありがとうございました。以前も別の件で質問したのですが、県内の他の農林振興センターは太陽光は基本的に認めないと聞いたのですが確認はとってもらえましたか。
- 議長 事務局、いかがですか。
- 事務局 はい。以前も質問があったので事務局で確認いたしました。そこの農地でなければいけない理由「代替性」の説明を強く求めているとのことで聞いております。
- 議長 安藤委員、よろしいですか。
- 10番安藤委員 はい。
- 議長 ほかになにかありますか。

(質疑なし)
- 議長 他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手少数)
- 議長 承認2名ですので申請番号1番については承認されませんでした。
つづきまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 つづきまして、申請番号2番につきまして説明させていただきます。
(申請番号2番について説明)
本申請につきまして補足説明をさせていただきます。

第14回定期総会議事録

事務局

現在の神社には駐車場がなく、催事の際は30～40台の車を置くことになりますが、林道に縦列駐車をされている分に加え、近隣のデイサービスの駐車場をお借りしているとのことです。転用後も20台程度の駐車場しか確保できませんので、今後も足りない分については近隣デイサービスをお借りするというで話を聞いております。

また、本申請につきましては神社の氏子からの寄進（寄付）という扱いになりますので土地代金は発生せず、また工事資金につきましても氏子が協力しておこなうとのことでお金は発生いたしません。

また、隣接農地所有者の同意書が添付されていることを申し添えます。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

4番田下委員

4番田下が報告します。4月24日、農業委員3名、推進委員3名で調査をいたしました。当日神社総代と責任者の方から説明を伺いました。切り盛りはほぼせずに、氏子のボランティアで作業をするとのことでした。問題はないかと思われまます。以上です。

議長

それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長

質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。

なお、議案第1号は許可権者が埼玉県になりますので、申請番号1番は不許可相当、申請番号2番は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

つづきまして、日程3、報告第1号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を上程いたします。今月は2件の届け出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局より報告いたします。報告第1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について「申請人より農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったので、報告する」とのことです。

申請番号1番から順に報告いたします。

（申請番号1番から順に読み上げる）

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

第14回定期総会議事録

議長

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これもちまして令和2年度4月第14回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時21分です。